

危険ドラッグを 規制するための条例 を制定しました!

平成27年4月1日より、「滋賀県薬物の濫用の防止に関する条例」が施行されます。*1
滋賀県独自の厳しい規制によって、県内から危険ドラッグを排除します。

条例による主な規制

1. 「知事指定薬物」の製造、販売等の禁止
≫ 違反した者は、**2年以下の懲役または100万円以下の罰金**
2. 「知事指定薬物」の使用、所持等の禁止
≫ 違反した者は、**1年以下の懲役または50万円以下の罰金**
3. 「指定薬物である疑いがある等の危険ドラッグ*2」の使用の禁止
≫ 違反した者は、**5万円以下の過料**
4. 危険ドラッグ等の製造、販売等の目的での不動産物件の
賃貸借契約をできないようにします。

また、不動産物件の賃貸借契約後に、危険ドラッグ等を製造、販売
していることが判明した場合には、契約解除できるようにします。

*1 ただし、これらの規制は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行されます。

*2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第76条の6の2第1項の
規定による禁止に係る物品

*3 本条例の制定に伴い、滋賀県青少年の健全育成に関する条例施行規則が一部改正され、青少年
に対して、上記「知事指定薬物」や「指定薬物である疑いがある等の危険ドラッグ」等の不健
全な使用を知りながら、場所の提供や周旋をすると滋賀県青少年の健全育成に関する条例第
25条が適用され、違反した者は、30万円以下の罰金が科せられます。

危険ドラッグは
「ダメ。ゼッタイ。」

滋賀県でも危険ドラッグの使用による健康被害や交通事故が報告されています。



たった一回でも
危険ドラッグを使用すると
あなたの人生を
壊してしまいます。

危険ドラッグは
ダメよ～
ダメダメ!!



お問い合わせ先

滋賀県・滋賀県警察

滋賀県健康医療福祉部薬務感染症対策課
TEL 077-528-3634